

三 前後左右に擔ぐ人

總じて人と人との間は、愛と敬を以て繋がれます。「親しき仲にも禮儀あり」禮儀が缺けて了つては、無茶苦茶になる。さりとしてまた、禮儀ばかり盾にとられても、窮屈千萬。「元日や内の女房に一寸惚れ」。あの袴つけた四角張つた處に、これも愛嬌。「元日や家内ながらも客言葉」。これも恚うなくてはなりません。さらばとて何時も彼も、恐惶謹言でやつて來られては堪らない。一日に十五里二十里を歩く健脚家でも、小笠原流で直ぐ歩けときては、四疊半の茶席が一日かゝつても歩けない。二十貫三十貫を輕しとする角力取でも、千家流で飲めといはれては、汗水たらしても、小さな抹茶碗一つ取り上げることも出來なくなる。然るに是非に之を行れと強るのも、一個の擔板漢。同じ孝行でも石に裱着せたやうでは、敬はあつても愛のない板擔ぎである。「よしこれは好い事を聞いた、親子の間に隔てがあつてはならぬ」と、早速家に歸つて、五尺の大供が、母の膝ににぎり上り、父の肩にへばり付いて、お菓子や小遣錢を強請り、仰向けに寝そべつて、甘へてみた處で、それも同じく擔板漢。何れも眞實の孝行にはなりません。

近頃は權利義務が大流行で、親子の間にさへ擔ぎ込む。動もすると、「親は子を育てる義務がある、子は親に育て、貰ふ權利がある」といふ。思へ義務の存する處には、必ず權利あり、權利の存する處には、必ず義務の伴ふことを。それに何ぞや、親には義務を強て權利を認めず、子には權利を許して義務を等閑にせんとす、誤れる哉。親に若し子を育てる義務があるとすれば、子を叱り従へる權利があらねばならぬ。子にして親に育て、貰ふ權利(少し妙だが)あるとするならば、同時に親に従ひ孝養を盡す義務がある。然るに親に對しては板を右にして權利を見ず、子に對しては板を左にして義務を見

ず。咄この擔板漢、何等の我儘ぞ。

親が驚のやうに、子を教養する義務を忘れて、徒に權利を主張して、子を食ひ物にするのは、同じく甚しい擔板漢、惡むべき板擔ぎである。

三人の子を持つ父親、或時仲の子の二郎に諭して云ふは、「これ二郎や汝は上の太郎には弟であるから、兄の言ふ事を聞かねばならぬ、末の三郎には兄であれば、弟は可愛がつてやらねばならぬぞ」と。これで仲よく行くと思つて居る處へ、暫く經つと、三人大喧嘩してワイ／＼泣く。父が仔細を聞けば、兄の太郎は云ふ「この仲の二郎は我儘を云うて仕方がない、兄さん私は弟ぢやから、可愛がつて下さらねばならぬ、三郎己はお前の兄だぞ、兄の云ふ事は何でも聞かねばならぬと、斯様に云つて、私の物は引たくり、三郎を迫使ひます」と。成程これでは喧嘩になる筈。慙んなのは板の向をかへて、後に横に擔いで居る。板を横に後に擔いで、町の中を走つて御覽なさい他の人の迷惑さ加減、とても筆紙に盡されますまい。これらは大分念の入つた擔板漢であります。

更に此處に一つ、人として情ない事がある。是非とも改めたいもの。「あなたを着物の襟が曲つて居ますぞ」。「ハイ有難う、よう云うて下さいました」。早速なほす。「あなたの顔に墨がついてゐますよ」。「これは辱けない」と、一々人さいました。「あなたの帯が解けてゐます」。「これは辱けない」と、一々人の言葉を容れて、御禮を云ひつゝ直す人でも、「あなたの心が些と曲つて居ますぞ」と云はれては、「何ッ」と怒り出す。姿形の及ばぬ處は、聞いて嬉しく直す人が、何故心の曲りが直されぬか。近くこの私が自ら情ない。是も同じく擔板漢。而もその板は前に立てゝ居る。

斯く私共は前後左右に板を擔いで、怒りつ、怨みつ、泣きつ、僻みつ、

種々の藝當を演じてゐます。嚙肩の凝ることであらう。こゝ須くその板を下して、事物の真相を見極めねばならぬ。人の真相を伺ひ、自分の真相を知るには、擔板漢では駄目。先づ我この胸を打つて「咄この擔板漢」と叱り、板を下して胸に手を當て考へて見る。胸に手をあて考へ見れば、雨の降る日は天氣が悪い、親爺は俺より年が上」。にも拘らず我慢の板を擔いで、雨の降る日を上天氣と思ひ、年長なるべき親爺を子供扱にしはせぬか。「心靜めてよく見れば、犬はフリく、鶏は跣足、内のお母は女子でござる」。この見易き道理が何故解らぬか。